【追加資料】

除去土壌と廃棄物の最終処分　中間貯蔵施設（大熊町、双葉町）は昨年12月現在、計約1400万立方㍍の除去土壌と廃棄物（草木など）を保管している。国は8千㌔以下の土壌を公共事業などに再生利用し、残る8千㌔超の土壌と廃棄物を県外で最終処分する方針。中間貯蔵・環境安全事業株式会社法は、2045年3月12日までの県外最終処分完了を国の責務と定めている。

環境省が提示した最終処分シナリオ４案

シナリオ	1（減容しない）	2	3	4（最大濃縮）
最終処分量（立方㍍）	210万～310万	150万～220万	30万～50万	5万～10万
1㌔当たり放射能濃度（㌃）	数万	数万	10万～	～数千万
必要面積（㌶）	30～50	30～40	20～30	2～3
減容処理コスト	小 →			大

※再生利用が進まない場合、全てのシナリオでさらに700万～800万立方㍍の土壌を最終処分する必要

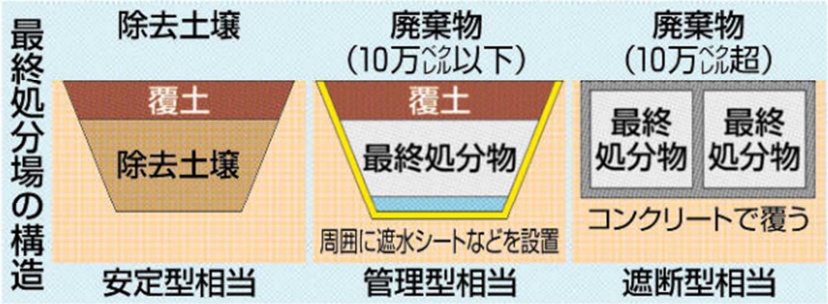

▲　2月8日 福島民友新聞掲載

記事から知り得たこと

疑問に思ったこと、調べてみたいこと

調べてわかったこと、考えたこと（330字程度）

「深める・広げる」ワークシートの追加資料です。

グラフを正しく読み解きましょう。

福島民友投稿のページ「窓」に送る